

世田谷区公報

目次

規 則

- 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則 (83) 2
- 世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則 (84) 2
- 告 示**
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (486) 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (487) 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (488) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の変更の告示 (489) 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (490) 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (491) 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (492) 3
- 住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し及び住民票の写しの無効の告示 (493) 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (494) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (495) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (496) 4
- 建築基準法に基づく指定道路の変更の告示 (497) 4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (498) 4
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示 (499) 4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (500) 4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (501) 4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (502) 4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の

- 届出の告示 (503) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (504) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (505) 5
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (506) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (507) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (508) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (509) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (510) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (511) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (512) 5
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示 (513) 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (514) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (515) 6
- 令和4年9月5日世田谷区告示第701号の一部を訂正する告示 (516) 6
- 令和4年9月5日世田谷区告示第702号を廃止する告示 (517) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (518) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (519) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (520) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (521) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (522) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (523) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (524) 7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (525) 7
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (526) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (527) 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (528) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (529) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (530) 7

- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (531) 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (532) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (533) 7
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (534) 8
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (535) 8
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (536) 8
- 世田谷区立野沢地区会館の供用中止の告示 (537) 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の指定事項の変更の告示 (538) 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示 (539) 8
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の廃止の告示 (540) 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示 (541) 8
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (542) 8
- 公 告**
- 国土調査法に基づく地籍調査の実施の公告 (45) 9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (46) 9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (47) 9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (48) 9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (49) 9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (50) 9
- 規 則 (教)**
- 世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則 (16) 9
- 告 示 (農)**
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (8) 9

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和5年7月31日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第83号

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整

世田谷区公報

<p>等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則 世田谷区規則第84号 世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則</p> <hr/> <p>世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の</p>	<p>利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則(平成27年2月世田谷区規則第5号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>行する。 2 この規則による改正後の世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の規定は、令和5年10月1日以後の保育所等(世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例(平成26年9月世田谷区条例第40号)第6条に規定する保育所等をいう。以下同じ。)の利用に係る当該利用の調整及び承諾について適用し、同日前の保育所等の利用に係る当該利用の調整及び承諾については、なお従前の例による。</p>																	
<p>別表第1の1の項を次のように改める。</p>																			
<p>1</p>	<p>就労 勤務(被用者として行う就労の形態をいう。以下この項において同じ。)又は自営(勤務以外の就労の形態をいう。)</p>	<table border="1"> <tr> <td>週5日以上かつ週40時間以上の就労を常態とする場合</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>週5日以上かつ週37時間以上の就労を常態とする場合</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>週4日以上かつ週35時間以上の就労を常態とする場合</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>週4日以上かつ週30時間以上の就労を常態とする場合</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>週3日以上かつ週25時間以上の就労を常態とする場合</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>週3日以上かつ週20時間以上の就労を常態とする場合</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>週3日以上かつ週16時間以上の就労を常態とする場合</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>月48時間以上の就労を常態とする場合</td> <td>15</td> </tr> </table>	週5日以上かつ週40時間以上の就労を常態とする場合	50	週5日以上かつ週37時間以上の就労を常態とする場合	45	週4日以上かつ週35時間以上の就労を常態とする場合	40	週4日以上かつ週30時間以上の就労を常態とする場合	35	週3日以上かつ週25時間以上の就労を常態とする場合	30	週3日以上かつ週20時間以上の就労を常態とする場合	25	週3日以上かつ週16時間以上の就労を常態とする場合	20	月48時間以上の就労を常態とする場合	15	<p>就学前</p> <hr/> <p>世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区立公園条例施行規則(昭和33年10月世田谷区規則第9号)の一部を次のように改正する。 第2条第4項の表世田谷区立世田谷公園駐車場の項を次のように改める。</p>
週5日以上かつ週40時間以上の就労を常態とする場合	50																		
週5日以上かつ週37時間以上の就労を常態とする場合	45																		
週4日以上かつ週35時間以上の就労を常態とする場合	40																		
週4日以上かつ週30時間以上の就労を常態とする場合	35																		
週3日以上かつ週25時間以上の就労を常態とする場合	30																		
週3日以上かつ週20時間以上の就労を常態とする場合	25																		
週3日以上かつ週16時間以上の就労を常態とする場合	20																		
月48時間以上の就労を常態とする場合	15																		
<p>別表第1の2の項を削り、同表の3の項中「最長で就学前まで」を「就学前」に改め、同項を同表の2の項とし、同表の4の項中「、かつ、週30時間以上」を「かつ週30時間以上」に、「、かつ、週20時間以上」を「かつ週20時間以上」に、「、かつ、週24時間以上」を「かつ週24時間以上」に、「、かつ、週16時間以上」を「かつ週16時間以上」に、「、かつ、週18時間以上」を「かつ週18時間以上」に、「、かつ、週12時間以上」を「かつ週12時間以上」に、「最長で就学前まで」を「就学前」に改め、同項を同表の3の項とし、同表の5の項中「最長で就学前まで」を「就学前」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の6の項中「勤務し、かつ、週37時間以上」を「かつ週37時間以上」に、「勤務し、かつ、週35時間以上」を「かつ週35時間以上」に、「勤務し、かつ、週30時間以上」を「かつ週30時間以上」に、「勤務し、かつ、週25時間以上」を「かつ週25時間以上」に改め、同項を同表の5の項とし、同表の7の項中「最長で就学前まで」を「就学前」に改め、同項を同表の6の項とし、同表備考第7項ただし書中「6の項」を「5の項」に改め、同表備考第8項中「6の項」を「5の項」に改める。 別表第3第6段階の項中「9まで」を「8まで」に、「居宅外労働」を「就労」に、「5 居宅内労働、6 出産、7 就労内定又は開業予定、8 求職、9 就学等」を「5 出産、6 就労内定又は開業予定、7 求職、8 就学等」に改める。 附 則 1 この規則は、令和5年9月1日から施</p>	<table border="1"> <tr> <td>世田谷区立世田谷公園駐車場</td> <td>1 4月1日から11月30日までは、午前5時40分から午後9時20分まで 2 12月1日から3月31日までは、午前6時40分から午後9時20分まで</td> <td>午前零時から午後12時まで</td> <td>午前零時から午後12時まで</td> </tr> </table>	世田谷区立世田谷公園駐車場	1 4月1日から11月30日までは、午前5時40分から午後9時20分まで 2 12月1日から3月31日までは、午前6時40分から午後9時20分まで	午前零時から午後12時まで	午前零時から午後12時まで	<p>別表第1 世田谷区立世田谷公園の部を次のように改める。</p>													
世田谷区立世田谷公園駐車場	1 4月1日から11月30日までは、午前5時40分から午後9時20分まで 2 12月1日から3月31日までは、午前6時40分から午後9時20分まで	午前零時から午後12時まで	午前零時から午後12時まで																
<p>世田谷区立世田谷公園</p>	<table border="1"> <tr> <td>軟式野球場(附带設備を含む。)</td> <td>4月から11月まで</td> <td>午前6時から午前8時まで 午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで 午後7時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月から3月まで</td> <td>午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで 午後7時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>庭球場(附带設備を含む。)</td> <td>4月から11月まで</td> <td>午前6時から午前8時まで 午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで</td> </tr> </table>	軟式野球場(附带設備を含む。)	4月から11月まで	午前6時から午前8時まで 午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで 午後7時から午後9時まで		12月から3月まで	午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで 午後7時から午後9時まで	庭球場(附带設備を含む。)	4月から11月まで	午前6時から午前8時まで 午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで									
軟式野球場(附带設備を含む。)	4月から11月まで	午前6時から午前8時まで 午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで 午後7時から午後9時まで																	
	12月から3月まで	午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで 午後7時から午後9時まで																	
庭球場(附带設備を含む。)	4月から11月まで	午前6時から午前8時まで 午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで																	

		午後3時から午後5時まで
		午後5時から午後7時まで
		午後7時から午後9時まで
	12月から3月まで	午前7時から午前9時まで
		午前9時から午前11時まで
		午前11時から午後1時まで
		午後1時から午後3時まで
		午後3時から午後5時まで
		午後5時から午後7時まで
		午後7時から午後9時まで
	洋弓場	午前9時から午後9時まで

幅員 0.63メートルから
0.68メートルまで
面積 6.50平方メートル
4 供用開始の期日
令和5年7月4日

◎世田谷区告示第491号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。
この関係図面は、令和5年7月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年7月4日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
21-G047
2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区大原二丁目1273番5地先無番から1265番7地先無番まで
(新) 世田谷区大原二丁目1273番5地先無番から1266番9地先無番まで
3 廃止の期日
令和5年7月4日

附 則

- この規則は、令和5年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この規則による改正後の世田谷区立公園条例施行規則に規定する公園施設の使用時間に係る公園施設の使用の申請、承認その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

第7条第1項の規定により告示する。
令和5年7月3日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 LITAL
ICOジュニア駒沢教室
2 事業所の所在地 (変更前)
東京都世田谷区野沢二丁目34番2号サンワイズ野沢2階 (変更後)
東京都世田谷区野沢二丁目34番2号エマール駒沢大学2階
3 申請者の名称 株式会社LITALICOパートナーズ
4 変更年月日 令和5年2月1日
5 障害児通所支援の種類 児童発達支援及び放課後等デイサービス

告 示

◎世田谷区告示第486号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
令和5年7月3日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第487号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
令和5年7月3日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第488号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
令和5年7月3日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第489号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第3項及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、世田谷区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（令和元年11月世田谷区規則第49号）

◎世田谷区告示第492号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。
この関係図面は、令和5年7月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年7月4日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
21-G047-01
2 指定する起終点
世田谷区大原二丁目1266番18地先無番から1265番7地先無番まで
3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第490号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
この関係図面は、令和5年7月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年7月4日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
13-D018-03
2 変更の区間
世田谷区下馬四丁目26番18の内
3 変更の区域
延長 9.78メートル

◎世田谷区告示第493号
令和4年12月13日になされた住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定に基づく転入届は、事実に基づかない届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を取り消す。
なお、これに基づく次の住民票の写しは、これを無効とする。
令和5年7月4日
世田谷区長 保坂展人

住民票の写し
1 住所及び氏名
住所 東京都世田谷区松原三丁目23番28-309号
氏名 水田 裕介
2 交付年月日
令和4年12月13日及び17日

◎世田谷区告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年7月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 31-14
- 2 変更の区間 世田谷区経堂三丁目423番9の内
- 3 変更の区域
 - 延長 24.79メートル
 - 幅員 0.17メートルから0.19メートルまで
 - 面積 4.59平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和5年7月5日

◎世田谷区告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年7月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区経堂一丁目164番18の内
- 3 変更の区域
 - 延長 7.40メートル
 - 幅員 0.06メートルから0.12メートルまで
 - 面積 0.61平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和5年7月5日

◎世田谷区告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年7月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区桜丘三丁目2708番15の内
- 3 変更の区域
 - 延長 14.53メートル
 - 幅員 0.64メートルから0.67メートルまで
 - 面積 9.60平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和5年7月5日

◎世田谷区告示第497号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定道路について、

次のとおり道路の指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和5年7月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2903号
- 2 指定変更年月日 令和5年7月4日
- 3 指定変更の位置 世田谷区桜上水五丁目439番11地先無番の一部、439番11の一部、502番19の一部及び502番31の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 変更前 37.00メートル 変更後 30.72メートル

◎世田谷区告示第498号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年7月5日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第499号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和5年7月6日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名 特別区道
- 2 指定区間 世田谷区太子堂三丁目23番先から世田谷区太子堂三丁目21番先まで
- 3 指定年月日 令和5年7月6日

◎世田谷区告示第500号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年7月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 リハビリデイルームやわら代田
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区代田六丁目16番15号
- 3 事業者の名称 株式会社インターメディアケア
- 4 廃止届受理年月日 令和5年6月5日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所

介護

◎世田谷区告示第501号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年7月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 リハビリデイルームきひたつ
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区代田六丁目32番1号
- 3 事業者の名称 株式会社インターメディアケア
- 4 廃止届受理年月日 令和5年6月5日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第502号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年7月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 デイサービスクローバー芸芸大学別邸
- 2 事業所の所在地 東京都目黒区中央町一丁目3番2号
- 3 事業者の名称 株式会社CLOVER
- 4 廃止届受理年月日 令和5年6月7日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第503号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和5年7月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 グループホーム いっしん館霞ヶ浦
- 2 事業所の所在地 茨城県かすみがうら市宍倉5200番地38
- 3 事業者の名称 株式会社いっしん
- 4 廃止届受理年月日 令和5年6月19日
- 5 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び

介護予防認知症
対応型共同生活
介護

5 道路の延長 13.83メートル
6 申請者氏名 株式会社SOPHIA
S
代表取締役 原 啓
太

◎世田谷区告示第510号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年7月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

- 令和5年7月10日
世田谷区長 保坂展人
- 1 認定番号
28-1
 - 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷六丁目821番4の内から821番1の内まで
 - 3 変更の区域
延長 23.48メートル
幅員 0.14メートルから
0.18メートルまで
面積 3.74平方メートル
 - 4 供用開始の期日
令和5年7月10日

◎世田谷区告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年7月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

- 令和5年7月10日
世田谷区長 保坂展人
- 1 認定番号
40-14
 - 2 変更の区間
世田谷区代沢二丁目129番22の内
 - 3 変更の区域
延長 7.09メートル
幅員 0.13メートルから
0.15メートルまで
面積 1.00平方メートル
 - 4 供用開始の期日
令和5年7月10日

◎世田谷区告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
この関係図面は、令和5年7月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

- 令和5年7月10日
世田谷区長 保坂展人
- 1 認定番号
54-7
 - 2 変更の区間
世田谷区若林四丁目272番2の内
 - 3 変更の区域
延長 14.61メートル
幅員 1.05メートルから
1.24メートルまで
面積 16.81平方メートル

◎世田谷区告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年7月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

- 令和5年7月10日
世田谷区長 保坂展人
- 1 認定番号
28-1
 - 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1075番9の内
 - 3 変更の区域
延長 8.44メートル
幅員 0.18メートルから
0.19メートルまで
面積 1.59平方メートル
 - 4 供用開始の期日
令和5年7月10日

◎世田谷区告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年7月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

- 令和5年7月10日
世田谷区長 保坂展人
- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 61-2
 - 2 変更の区間
(1) 世田谷区上北沢一丁目725番26
(2) 世田谷区上北沢一丁目725番24
 - 3 変更の区域
(1) 延長 50.66メートル
幅員 1.71メートルから
1.74メートルまで
面積 92.01平方メートル
(2) 延長 78.53メートル
幅員 1.46メートル
面積 114.57平方メートル
 - 4 供用開始の期日
令和5年7月10日

◎世田谷区告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
この関係図面は、令和5年7月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

- 令和5年7月10日
世田谷区長 保坂展人
- 1 認定番号
28-1
 - 2 変更の区間
世田谷区若林四丁目207番38の内から207番8の内まで
 - 3 変更の区域
延長 9.35メートル
幅員 1.63メートル
面積 14.92平方メートル

◎世田谷区告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年7月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

- 令和5年7月10日
世田谷区長 保坂展人
- 1 認定番号
28-1
 - 2 変更の区間
世田谷区太子堂五丁目121番24の内から122番16の内まで
 - 3 変更の区域
延長 12.99メートル
幅員 0.63メートル
面積 8.22平方メートル
 - 4 供用開始の期日
令和5年7月10日

◎世田谷区告示第506号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

- 令和5年7月10日
世田谷区長 保坂展人
- 1 指定番号 第2915号
 - 2 指定年月日 令和5年7月6日
 - 3 指定の位置 世田谷区千歳台三丁目18番9の一部、18番10の一部及び18番11の一部
 - 4 道路の幅員 4.00メートル

◎世田谷区告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年7月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

- 令和5年7月10日
世田谷区長 保坂展人
- 1 認定番号
28-1
 - 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷六丁目821番1の内
 - 3 変更の区域
延長 18.34メートル
幅員 0.15メートルから
0.18メートルまで
面積 3.01平方メートル
 - 4 供用開始の期日
令和5年7月10日

◎世田谷区告示第513号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231

世田谷区公報

条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年7月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 日信電子サービス株式会社 東京支社
 - (2) 所在地 東京都台東区東上野二丁目24番1号 東上野ビル
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和5年7月10日

◎世田谷区告示第514号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年7月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-D106-08
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤五丁目493番38の内
- 3 変更の区域
 - 延長 6.01メートル
 - 幅員 0.19メートルから0.20メートルまで
 - 面積 1.18平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年7月12日

◎世田谷区告示第515号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年7月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-D069-04
- 2 変更の区間
世田谷区上北沢一丁目838番68の内から838番13の内まで
- 3 変更の区域
 - 延長 15.12メートル
 - 幅員 0.59メートルから0.60メートルまで
 - 面積 9.09平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年7月12日

◎世田谷区告示第516号

令和4年9月5日世田谷区告示第701号の一部を次のように訂正する。

令和5年7月14日

世田谷区長 保坂展人

「2 指定納付受託者に納付させ手数料
3 指定納付受託者として指定
令和4年9月5日

る歳入

を「2 指定納付受託者の指定をした日
令和4年9月5日

」

にした日」に訂正する。

◎世田谷区告示第517号

令和4年9月5日世田谷区告示第702号は、廃止する。

令和5年7月14日

世田谷区長 保坂展人

◎世田谷区告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年7月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代沢五丁目1113番26の内
- 3 変更の区域
 - 面積 2.04平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年7月14日

◎世田谷区告示第519号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年7月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-E022-04
- 2 変更の区間
世田谷区代沢五丁目1113番26の内
- 3 変更の区域
 - 延長 25.09メートル
 - 幅員 0.85メートルから0.89メートルまで
 - 面積 22.08平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年7月14日

◎世田谷区告示第520号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年7月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-D182-05
- 2 変更の区間
世田谷区羽根木一丁目991番16の内
- 3 変更の区域
 - 延長 26.17メートル
 - 幅員 0.09メートル
 - 面積 2.55平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年7月18日

◎世田谷区告示第521号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年7月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
45-G299
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区岡本二丁目1014番4地先無番から1039番1地先無番まで
(新) 世田谷区岡本二丁目1014番4地先無番から1039番1地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和5年7月21日

◎世田谷区告示第522号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年7月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
45-G290
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区岡本二丁目912番7地先無番から917番地先無番まで
(新) 世田谷区岡本二丁目917番地先無番
- 3 廃止の期日
令和5年7月21日

◎世田谷区告示第523号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年7月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
45-G292

2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区岡本二丁目917番地
先無番から912番3地先無番
まで
(新) 世田谷区岡本二丁目917番地
先無番から916番地先無番ま
で

3 廃止の期日
令和5年7月21日

◎世田谷区告示第524号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成
14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2
項の規定に基づき、区管理道路線の一部を
次のように廃止する。
この関係図面は、令和5年7月21日から
15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。
令和5年7月21日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
45-G293

2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区岡本二丁目911番2
から912番6地先無番まで
(新) 世田谷区岡本二丁目912番6
地先無番

3 廃止の期日
令和5年7月21日

◎世田谷区告示第525号
介護保険法(平成9年法律第123号)第
79条第1項の規定により指定居宅介護支援
事業者を指定したので、同法第85条第1号
の規定により告示する。
令和5年7月21日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 アルテミス ケア

2 事業所の所在地 東京都世田谷区千
歳台四丁目26番2
号芦花公園スカイ
ハイツ603

3 事業者の名称 アルテミス・アポ
ロン株式会社

4 指定年月日 令和5年8月1日

5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第526号
農業委員会等に関する法律(昭和26年法
律第88号)第27条第1項ただし書の規定に
基づき、農業委員会総会を次のとおり開催
する。
令和5年7月24日
世田谷区長 保坂展人

1 開催日時 令和5年8月2日(水)
午後1時

2 開催場所 世田谷区役所第2庁舎4
階 世田谷区議会大会議
室

3 議題
(1) 会長及び同職務代理の互選につい
て

(2) その他

◎世田谷区告示第527号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条
の規定に基づき、特別区道路線の区域を次
のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年7月24日から
15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。
令和5年7月24日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
39-6

2 変更の区間
世田谷区祖師谷一丁目125番2の
内

3 変更の区域
延長 9.97メートル
幅員 0.18メートルから
0.19メートルまで
面積 1.90平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年7月24日

◎世田谷区告示第528号
介護保険法(平成9年法律第123号)第
78条の2第1項の規定により指定地域密着
型サービス事業者を指定したので、同法第
78条の11第1号の規定により告示する。
令和5年7月24日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 看多機かえりえ給
田

2 事業所の所在地 東京都世田谷区給
田一丁目1番11号
オウカス世田谷仙
川1階かえりえ給
田

3 事業者の名称 株式会社やさしい
手

4 指定年月日 令和5年8月1日

5 サービスの種類 看護小規模多機能
型居宅介護

◎世田谷区告示第529号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条
の規定に基づき、特別区道路線の区域を次
のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年7月25日から
15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。
令和5年7月25日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区桜新町二丁目31番3地先
無番から31番18地先無番まで

3 変更の区域
延長 13.56メートル
幅員 2.50メートル
面積 33.91平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年7月25日

◎世田谷区告示第530号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成
14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2
項の規定に基づき、区管理道路線の一部を
次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年7月25日から
15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月25日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
31-G049-01

2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区桜新町二丁目31番2
地先無番から31番5地先無番
まで
(新) 世田谷区桜新町二丁目31番13
地先無番から31番5地先無番
まで

3 廃止の期日
令和5年7月25日

◎世田谷区告示第531号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成
14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1
項の規定に基づき、区管理道路線を次のよ
うに指定する。

この関係図面は、令和5年7月25日から
15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月25日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
31-G049-02

2 指定する起終点
世田谷区桜新町二丁目31番2地先
無番

3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第532号
介護保険法(平成9年法律第123号)第
78条の2第1項の規定により指定地域密着
型サービス事業者を指定したので、同法第
78条の11第1号の規定により告示する。
令和5年7月25日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 優っくり看護小規
模多機能介護弦巻

2 事業所の所在地 東京都世田谷区弦
巻五丁目34番5号

3 事業者の名称 社会福祉法人奉優
会

4 指定年月日 令和5年8月1日

5 サービスの種類 看護小規模多機能
型居宅介護

◎世田谷区告示第533号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条
第2項の規定に基づき、特別区道路線の供
用を開始する。
この関係図面は、令和5年7月26日から
15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。
令和5年7月26日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

世田谷区公報

28-1

2 供用開始の区間
世田谷区若林三丁目219番28から219番24まで

3 供用開始の区域
延長 41.59メートル
幅員 0.57メートルから3.33メートルまで
面積 114.34平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年7月26日

◎世田谷区告示第534号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和5年7月26日
世田谷区長 保坂展人

1 指定変更番号 第2916号

2 指定変更年月日 令和5年7月25日

3 指定変更の位置 世田谷区代田三丁目752番1の一部、752番26の一部、752番33の一部及び752番51の一部

4 道路の幅員 4.00メートル

5 道路の延長 変更前 25.30メートル
変更後 27.30メートル

6 申請者氏名 森川 忠之

◎世田谷区告示第535号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年7月26日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第536号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年7月31日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第537号

次の世田谷区立地区会館は、令和5年8月1日から令和6年3月31日まで、その供用を中止する。

令和5年7月31日
世田谷区長 保坂展人

1 名称 世田谷区立野沢地区会館

2 位置 東京都世田谷区野沢一丁目8番14号

◎世田谷区告示第538号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第3項の規定による変更の届出及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の32第1項の規定による変更の届出があったので、世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年3月世田谷区規則第25号)第8条第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年7月31日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第539号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和5年7月31日
世田谷区長 保坂展人

1 事業者の名称 株式会社日本エルグリーケアサービス

2 主たる事務所の所在地 東京都港区芝公園三丁目4番30号32芝公園ビル7階

3 事業所の名称 おおきなき明大前

4 事業所の所在地 東京都世田谷区松原二丁目38番9号明大前グランドハイッ1F1号室

5 事業所番号 1331204675

6 事業の種類 特定相談支援事業

7 事業の主たる対象者 特定なし

8 廃止の年月日 令和5年7月27日

◎世田谷区告示第540号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の32第2項の規定による指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和5年7月31日
世田谷区長 保坂展人

1 事業者の名称 株式会社日本エルグリーケアサービス

2 主たる事務所の所在地 東京都港区芝公園三丁目4番30号32芝公園ビル7階

3 事業所の名称 おおきなき明大前

4 事業所の所在地 東京都世田谷区松原二丁目38番9号明大前グランドハイッ1F1号室

5 事業所番号 1371200914

6 事業の種類 障害児相談支援事業

7 事業の主たる対象者 特定なし

8 廃止の年月日 令和5年7月27日

◎世田谷区告示第541号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和5年7月31日
世田谷区長 保坂展人

1 事業者の名称 特定非営利活動法人障害者支援情報センター

2 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区深沢三丁目26番18号101

3 事業所の名称 プリズム

4 事業所の所在地 東京都世田谷区深沢三丁目26番18号101

5 事業所番号 133120079

6 事業の種類 特定相談支援事業

7 事業の主たる対象者 精神障害者

8 廃止の年月日 令和5年7月31日

◎世田谷区告示第542号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和5年7月31日
世田谷区長 保坂展人

1 指定変更番号 第2917号

2 指定変更年月日 令和5年7月28日

3 指定変更の位置 世田谷区駒沢二丁目1034番103地先無番、1034番165地先無番、1034番149の一部、1034番195の一部

4 道路の幅員 4.00メートル

5 道路の延長 変更前 14.65メートル
変更後 15.56メートル

6 申請者氏名 牧山 由美

公 告

◎世田谷区公告第45号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき地籍調査を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により公告する。

令和5年7月3日

世田谷区長 保坂展人

1 事業計画が定められた年月日

令和5年4月1日

2 調査を実施する者の名称

世田谷区

3 調査地域

世田谷区喜多見五丁目の一部

世田谷区若林一丁目の一部

世田谷区赤堤二丁目の一部

4 調査面積

0.17平方キロメートル

5 調査内容

地籍調査

6 調査期間

令和5年7月3日から令和6年3月8日まで

◎世田谷区公告第46号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年7月6日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区中町四丁目91番1 91番31の一部	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 代表取締役 松尾大作

◎世田谷区公告第47号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年7月21日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区宇奈根二丁目181番3 181番4 182番の一部 183番5の一部	東京都世田谷区宇奈根二丁目15番24号 加賀見 俊正

◎世田谷区公告第48号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開

発行為に関する工事は、完了した。

令和5年7月21日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区岡本一丁目1319番1 1319番3 1319番4 1319番5 1319番6 1319番7 1319番8 1319番9 1319番10 1319番11	東京都小平市鈴木町一丁目472番地40 誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美誠

◎世田谷区公告第49号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年7月24日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区中町二丁目37番2の一部 37番4 37番5 37番12の一部 37番13の一部 37番16の一部 37番17の一部 37番18 37番19 37番20 37番21の一部	東京都世田谷区中町二丁目36番13号 白井 真知男

◎世田谷区公告第50号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年7月31日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区中町二丁目3番5	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 代表取締役 松尾大作

規 則（教）

次に掲げる規則を公布する。

令和5年7月28日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第16号

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表世田谷区立松丘幼稚園の項4歳児の欄及び同表世田谷区立桜丘幼稚園の項4歳児の欄中「68人」を「34人」に改める。

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区立幼稚園管理運営規則に規定する定員に係る世田谷区立松丘幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第36回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和5年7月24日

世田谷区農業委員会会長

六戸 幸男

1 開催日時 令和5年7月28日（金）午後4時00分

2 開催場所 三軒茶屋分庁舎5階会議室

3 審議事項
(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
(3) 第3号議案 その他の事項について